

令和4年11月30日版

## 県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン

県立高等学校及び県立中等教育学校の保健管理等の扱いについては、令和4年4月12日付け「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という）により示したところですが、この度、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から、令和4年11月29日付けで「「新型コロナウイルス感染対策の基本的対処方針」の変更等について」により、飲食の場面における感染対策の取扱い等が示されました。その内容を踏まえ、「ガイドライン」を改めました。（下線部分が変更点及び追加事項）

各学校においては、この「ガイドライン」に基づき、引き続き基本的な感染防止対策を徹底し、生徒への指導を行うようお願いします。

なお、今後、県内の感染状況や国の動向等により、「ガイドライン」の内容については、変更する場合があります。その際は、改めて通知します。

### 1 保健管理等についての改訂の主な内容

ア 学校におけるマスクの着用の考え方については、活動場所や活動場面に応じたメリハリのあるマスクの着用が行われるよう、適切に指導及び周知すること。

イ 出席停止等の扱いについては、令和4年9月9日付け保体第2012号保健体育課長、特別支援教育課長通知の【別紙】「オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた県立学校における児童・生徒等及び教職員の陽性が確認された場合の当面の対応について」を適用すること。

ウ 昼食時など食事場面では、換気を徹底した上で、机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えるなど、飛沫を飛ばさないような対応をとり、身体的距離が取れない場合は、会話を控えること。また、食事後に会話する際は、マスクを着用すること。

エ トイレについては、教職員の指導のもと、生徒による清掃活動の一環として消毒作業を可とする。

オ 新型コロナウイルス感染症の感染者が出た場合は、当面の間、令和4年9月9日付け保体第2012号保健体育課長、特別支援教育課長通知の【別紙】「オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた県立学校における児童・生徒等及び教職員の陽性が確認された場合の当面の対応について」により対応すること。